



豊監公表第8号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

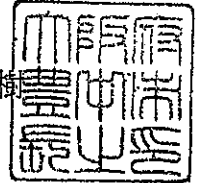
平成31年（2019年）4月26日

豊中市監査委員	酒	本	毅
同	相	間	佐基子
同	出	口	文子
同	北	之坊	晋次

平成31年(2019年) 3月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘事項 (委員監査実施日 平成30年10月31日)

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について

豊中市保険システム (介護保険制度改正一次対応) 変更業務委託契約 (契約金額 14,529,456円、契約期間H30年6月11日～H31年3月31日まで) において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

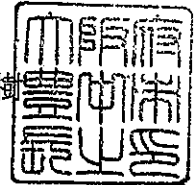
2 講じた措置の内容

業者に誓約書の提出を指示し、平成30年10月29日受領したものを契約書簿冊に綴っております。再発防止につきましては、契約管理簿を作成し、再委託の承諾申込書、暴力団排除条例誓約書の提出等、様々なチェックを記録しながら作業を進めることで、徹底的に漏れを防止します。

平成31年(2019年) 3月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘事項 (委員監査実施日 平成30年10月31日)

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の下請け業者からの徴取について
長期継続契約の住民情報システムリース機器保守委託契約 (契約金額27,669,600円、契約期間H30年6月1日～H32年9月30日まで) において、暴力団排除条例に基づく誓約書が下請業者4社中1社のみの徴取となっていた (3社未徴取)。

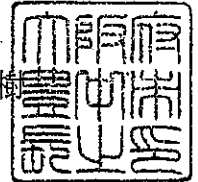
2 講じた措置の内容

未徴収の業者に誓約書の提出を指示し、平成30年10月25日受領したものを契約書簿冊に綴っております。再発防止につきましては、契約管理簿を作成し、再委託の承諾申込書、暴力団排除条例誓約書の提出等、様々なチェックを記録しながら作業を進めることで、徹底的に漏れを防止します。

平成31年(2019年) 3月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘事項 (委員監査実施日 平成30年10月31日)

◆委託契約における再委託承諾申出書の提出について

豊中市税総合システム (家屋評価システム連携対応) 変更業務委託、豊中市共通基盤システム (児童手当税連携項目追加対応) 変更業務委託、仮想サーバ児童手当システム環境構築業務委託の契約において、再委託承諾申出書の提出がされていなかった。

2 講じた措置の内容

提出された再委託承諾申請書に不備があり、再提出の指示をしていたため、契約の簿冊に綴っていませんでした。この申請書は平成30年10月25日受領し再委託承諾手続を完了しております。再発防止につきましては、契約管理簿を作成し、再委託の承諾申込書、暴力団排除条例誓約書の提出等、様々なチェックを記録しながら作業を進めることで、徹底的に漏れを防止します。

平成31年(2019年) 3月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 要望事項 (委員監査実施日 平成30年10月31日)

◆市ホームページにおける情報セキュリティについて

電子申請システムなどの市ホームページにおいて、外部からの不正アクセス防止の観点からウェブサイト全体の通信を常時暗号化するSSL方式への移行を進めている。その移行をすみやかに完了するために、各部局に対して積極的に指導をされたい。

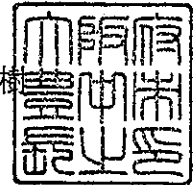
2 講じた措置の内容

平成30年9月に全庁向けにSSL対応の実態調査とSSL化移行の依頼通知を発出したところですが、今後とも進捗状況を点検しSSL対応サイトへの移行の推進を図ります。

平成31年(2019年) 3月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁 樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 要望事項 (委員監査実施日 平成30年10月31日)

◆情報セキュリティ研修について

情報漏洩事故などのおもな原因は、職員によるヒューマンエラーであるので、組織としての情報セキュリティ度のレベルを維持・向上させるため、その職員に対して、情報セキュリティ研修を義務付けるなど効果的な対策を検討されたい。

2 講じた措置の内容

情報セキュリティ研修につきましては、豊中市情報セキュリティ対策基準及び豊中市情報セキュリティ対策基準運用手順の規定にある通り、それぞれの課の長が年1回実施することになっていますが、情報政策課としましてもe-ラーニングや外部研修を活用した対策を検討してまいります。